



令和 9 年 度 保育園・認定こども園 入園のごあんない



志賀町は子育てを応援！
保育料・主食費・副食費
おむつ代は
無償化しています



志賀町 子育て支援課

☎0767-32-9122



■保育園

保護者の就労や病気等により保育を必要とする児童に対して、保護者に代わって保育を行う児童福祉施設です。

施設名		住所	電話	利用定員
公立	高浜保育園	高浜町才の117番地2	32-0214	69人
	とぎ保育園	富来領家町ツ1番地26	42-0366	66人

■認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。満3歳以上の児童は、保護者の働いている状況に関わりなく、教育と保育を一体的に受けられます。

施設名		住所	電話	利用定員
私立	すばる幼稚園	高浜町クの17番地6	32-2640	215人

■入園の手続き

	町内の施設を利用する人	町外の施設を利用する人
必要書類	①教育・保育給付認定申請書兼申込書 ②保育を必要とする事由を証する書類（2・3号認定）	①教育・保育給付認定申請書兼申込書 ②保育を必要とする事由を証する書類（2・3号認定） ③広域入所に係る申立書
提出先	入園を希望する保育園、認定こども園	志賀町 子育て支援課
提出期限	令和8年10月23日（金） ※年度途中の場合は、入園を希望する前月15日まで	令和8年10月23日（金） ※年度途中の場合は、入園を希望する前月10日まで
決定方法	申請書等の提出書類をもとに、教育・保育給付認定を行い、入園の可否を決定します。 定員を超える申し込みがあった場合は、就労状況等を踏まえて、保育を必要とする度合いの大きい方から優先順位をつけて入園決定を行います。第2希望園、もしくはその他の園へのご案内となることがあります。	
決定時期	令和9年2月 支給認定証と入所承諾書を交付します	

マイナポータル
から電子申請
できます！



■認定について

保育園や認定こども園などを利用する場合は、利用のための「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

認定区分	年齢	対象の世帯	利用できる施設
1号認定 (教育認定)	3～5歳	教育を希望する世帯	認定こども園
2号認定 (保育認定)	3～5歳	「保育を必要とする事由」に該当し、 保育を必要とする世帯	保育園 認定こども園
3号認定 (保育認定)	生後2か月 ～2歳	「保育を必要とする事由」に該当し、 保育を必要とする世帯	

■保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じて次のいずれかに区分されます。

区分	利用できる保育時間
保育標準時間 (フルタイム就労を想定)	1日 最大 <u>11時間</u> + 必要に応じ延長保育
保育短時間 (パートタイム就労を想定)	1日 最大 <u>8時間</u> + 必要に応じ延長保育

■利用時間

施設	認定区分	利用時間		
公立 保育園	2・3号認定 保育短時間	7時～8時30分 延長保育	8時30分～16時30分 基本利用時間	16時30分～19時 延長保育
	2・3号認定 保育標準時間	7時～7時30分 延長保育	7時30分～18時30分 基本利用時間	18時30分～19時 延長保育
すばる 幼稚園	1号認定	7時～8時 預かり保育	8時～16時 基本利用時間	16時～19時 預かり保育
	2・3号認定 保育短時間	7時～8時 延長保育	8時～16時 基本利用時間	16時～19時 延長保育
	2・3号認定 保育標準時間	7時～7時30分 延長保育	7時30分～18時30分 基本利用時間	18時30分～19時 延長保育

■保育を必要とする事由

保育を必要とする事由		提出書類	保育必要量		認定期間
就労	月48時間以上労働することを常態とする	・就労証明書	月120時間以上	標準時間	就労している期間 有期雇用の場合は 雇用期間終了月の 末日まで
			月120時間未満	短時間	
妊娠 出産	妊娠中、または出産後である	・母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日 記載ページ)	標準時間		出産予定日から 8週間が経過する 翌日の月末まで
疾病 障害	疾病や負傷、または 心身に障害を有する	・診断書 ・障害者手帳の写し	標準時間		事由の必要期間
介護 看護	同居の親族(長期間 入院等をしている親 族を含む)を常時介 護または看護してい る	・診断書 ・介護保険被保険者証	標準時間		事由の必要期間
災害復旧	保護者が災害の復旧 にあたっている	・罹災証明書	標準時間		事由の必要期間
求職活動	求職活動(起業準備 含む)を継続的行っ ている	・求職活動支援機関等 利用証明書 ・就労証明書 (起業準備)	短時間		90日を経過する日 の月末まで
就学	大学、看護学校、職業 訓練校等に通ってい る	・在学証明書 ・スケジュール、 カリキュラム	標準時間	短時間	在学期間中
育児休業	兄弟がすでに保育施 設を利用中で保護者 が下の子の育児休業 を取得した際に、兄 姉が引き続きその保 育施設の利用を必要 とする	・就労証明書	※短時間		育児休業が終了す る日の月末まで
その他	虐待・DVなど、家庭 での保育が困難であ ると町長が認めると き		標準時間		事由の必要期間

【注意事項】

- ・保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は退園となります。
 - ・認定内容に変更が生じる場合は、変更月の前月15日までに届出が必要です。
- ※認定こども園では、1号認定になることが優先されます。

■休園日

施設	認定区分	休園日
公立保育園	2・3号認定	日曜日、祝日 12月29日から1月3日
すばる幼稚園	1号認定	土曜日、日曜日、祝日 夏休み（8月12日から8月17日） 冬休み（12月26日から1月5日）
	2・3号認定	日曜日、祝日 12月29日から1月3日

【注意】上記以外に、状況により休園となる場合があります。

■休日保育

在園児の保護者が休園日に勤務される場合、またはやむを得ない事情でご家庭での保育が困難な場合にご利用いただけます。ご利用については、施設にお問い合わせください。

施設	認定区分	利用料金
公立保育園	2・3号認定	利用日の翌週土曜日までに振替休日をとる。 または1回2,000円 ※12月29日から1月3日は利用できません。
すばる幼稚園	1号認定	1時間 350円 食事代 350円
	2・3号認定	利用日の翌週土曜日までに振替休日をとる。 または1回2,000円
	1・2・3号認定	※12月29日から1月3日は特別保育料金がかかります。

■預かり保育（1号認定）・延長保育（2・3号）

保護者の勤務形態や恒常的な残業等やむを得ない事情のため、利用時間の延長が必要な場合にご利用いただけます。ご利用については、施設にお問い合わせください。

施設	認定区分	利用料金
公立保育園	2・3号認定 保育短時間 保育標準時間	1日あたり 500円 (月額上限額 2,500円)
すばる幼稚園	1号認定	1時間100円
	2・3号認定 保育短時間	1時間100円
	2・3号認定 保育標準時間	1日あたり 500円 (月額上限額 2,500円)

・必要経費の負担

別途必要な費用があります。保育園または認定こども園へお問い合わせください。

■一時的保育

町内の保育園や認定こども園に入園していない未就学児について、保護者の都合により一時的に保育を必要とする場合にご利用いただけます。ご利用については、施設にお問い合わせください。

施設	年齢区分	利用料金
公立保育園	満3歳未満児	1日 2,400円 半日 1,200円
	満3歳以上児	1日 2,000円 半日 1,000円
すばる幼稚園	0歳児	1時間 400円
	1歳児～5歳児	1時間 350円 食事代 350円（3歳以上児）

■誰でも通園制度

保育園や認定こども園に入園していない児童について、1か月10時間を上限として施設をご利用いただけます。ご利用については「こども誰でも通園制度総合支援システム」を通じて、事前に申請をしてください。

【こども誰でも通園制度総合支援システム <http://www.daretsu.cfa.go.jp>】

施設	年齢区分	利用料金
公立保育園 すばる幼稚園	生後6か月を経過し、3歳の誕生日の前日までの児童	1時間あたり 300円

■マイ保育園

妊産婦及び未就園児（3歳未満児）の保護者が町内の保育園や認定こども園を「マイ保育園」として登録すると、育児相談や育児体験、一時的保育（半日1回500円で3回まで）をご利用いただけます。登録や利用については、ご希望の施設にお問い合わせください。

■病児保育

志賀町の教育・保育給付認定を受けた人で、対象施設で病児・病後児保育を利用したときは、利用料相当額を助成します。

近隣対象施設

施設名	住所	電話
羽咋市 病児保育施設 すこやかるーむ	羽咋市鶴多町亀田17番地	0767-23-2000
恵寿総合病院 病児保育室 あんず	七尾市富岡町94番地	0767-52-3211

